

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 長期的な信頼関係を前提とした安定的な取引の推進
- b. 技術・ノウハウの共有による施工品質および生産性の向上
- c. 地域の気候風土に適した住宅・建築の共同開発
- d. 若手人材の育成と担い手確保への取り組み
- e. ICT・DXの活用による業務効率化と生産性向上
- f. 災害時における協力、連携体制の構築

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

地域工務店として以下の取り組みを推進します。

- ・高断熱・高耐久住宅の普及による資産価値の向上
- ・地域内での経済指標（地元企業優先発注）の推進
- ・長期的なアフターサービスによる顧客価値の最大化
- ・リノベーションによる既存住宅の性能向上および価値再生
- ・不動産仲介事業を通じた空き家・中古住宅の流通促進
- ・地域内企業との連携による地元経済の活性化

これにより、「地域に必要とされ続ける建設会社」として持続的な成長を目指します。

2026年3月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

浅水建設株式会社

代表取締役 浅水勝男

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。